

# 新しい生き方を求めて

— 10月17日～23日…社会生活基本調査 —

総理府では、今年の10月に社会生活基本調査（指定統計第114号）を初めて実施することになり、各方面の注目を集めているので、この調査の概要を紹介することにしたい。

この調査は、高度経済成長以後の新しい時代の、国民の新しい生き方を明らかにし、この方向に沿った福祉社会建設のための総合的施策の基礎資料となる重要な統計調査であって、全国の市町村の中から選定した約350市町村（47都道府県庁所在都市を含む。）から約5,000の国勢調査調査区を選び、各調査区から15世帯を選定し、全国で約7万5,000世帯及びその世帯に属する世帯員を対象として実施する。

では、この調査の必要性、ねらい及び内容についてみてみると、つぎのとおりである。

いま、わが国の社会や国民生活は、いろいろの意味で転換期にあり、戦後の復興期や高度経済成長時代のように、経済の発展、所得の増大がそのまま国民の福祉につながらなくなってきた。

われわれの生活も、単に働いて所得を増やすことのみでなく、それ以外の活動も含めて、「物的」にも「精神的」にも充実した生活を求める方向に移ってきた。

すなわち、これまでの経済を中心とした考え方から、教育・文化、健康、余暇、環境などの経済以外の面にも重点が移ってきている。

このような新しい時代に即応して、国民の新しい生き方に沿った施策を行うためには、基礎となる統計がまだまだ不十分である。とくに、経済以外の面まで含めた国民生活の実態を総合的に明らかにする必要がある。

社会生活基本調査は、このような必要に基づいて生まれた調査である。

社会生活基本調査で調べなければならない範囲は非常に広いが、今回、初めて実施する調査は、その最も基本的なものとして、つぎのことを調査することになっている。

## 1. 「勉強・研究(学業を除く)」、「趣味・娯楽」、「スポーツ」「奉仕的活動」および「旅行」についての調査

私たちの生活行動は、大きく分けてつぎの3つに分けられる。

▽第1次活動……睡眠、食事、入浴などの生理的に必要

な行動

▽第2次活動……有業者の仕事、学生の勉強、主婦の家事などの行動

▽第3次活動……第1次、第2次活動以外の自由時間あるいは余暇時間に行われた行動

この第3次活動とは、いわゆる余暇とか自由時間における行動であるが、決して必要時間の「余り」や単なる遊びではなく、この第3次活動こそが、国民1人1人の自主的選択によって自己を啓発し、教養を高め、健康を増進し、社会とのつながりを深め、生活をエンジョイして、これによって真の福祉を実現してゆく重要な分野である。

また、今後、労働時間の短縮や家事の合理化によって増大する分野であり、施策の面でもこのための公共サービスが重要になってゆくことはいうまでもない。

また、仕事などが生活の経済的な面とするならば、第3次活動は、さきに述べた経済以外の面にあたるといえよう。

「勉強・研究」、「趣味・娯楽」、「スポーツ」、「奉仕的活動」および「旅行」は、第3次活動を代表する5つの積極的行動である。

## 2. 生活時間の各種行動への配分を調査

生活時間の配分を調査するのは、これらの第3次活動が、生活全体の中でどれだけの時間を占めているか、仕事や家事など第2次活動とどのような関係になっているかなど、生活全体の中での関連と位置づけを明らかにするためである。

この調査の結果は、生涯教育、公共施設計画、労働福祉、老人・青少年対策など、これから必要な施策の1つ1つの問題にとって役立つ資料を提供することになる。

また、国際的にも従来統計の中心であった国民経済計算を拡大して、経済以外の面を組み入れた社会人口統計体系の整備の方向が提案され、従来のGNPなどの経済指標とならぶ新しい社会指標として開発が試みられている。

今回のこの調査は、この方向に大きく寄与するものとして、世界各国から強い関心を集め、その成果が期待されている。

結果の公表は、主要な事項について、できるだけ早い時期に行う予定であるが、さらに52年にも詳細な分析をすることになっている。  
(人口学事統計係)

# 「人の動き」のはなし

人口の地域分布を直接決定するものには、人口の再生産力(自然増減) — 出産・死亡と社会増減 — 流入・流出がある。

自然増加率(出生率-死亡率)の高い地域は、人口増加率が高く、また、社会増加(流入-流出)が増大すれば、人口増加量も増大する。

人口再生産力(自然増加率)と社会増減現象との構造的関連を、次の2つに分けてみる。

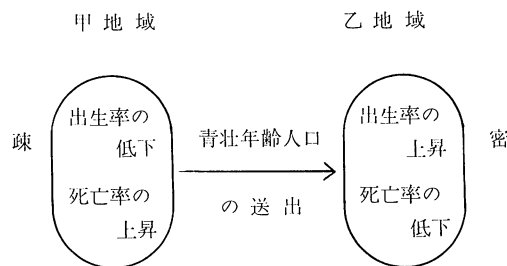
①人口再生産力(自然増加率)が、社会増減(人口移動現象)に及ぼす影響。

これは、歴史的、経験的にみられるもので、人口再生産力の高い後進的農村地域の潜在失業の人口が、都市的工業化地域に排出されることである。(=人口の移動)

②社会現象が人口再生産力に及ぼす影響

人口移動は、青壮年齢人口(結婚、再生産可能年齢にあり、死亡率の著しく低い人口)に対する選択的移動であり、これが、地域人口の年齢構造の変化を通じて、人口動態現象に影響を及ぼす。

図示すれば、次のとおりである。



人口移動の理由(人口移動を惹き起こした社会経済的要因)は何か……。

①経済的理由

人口は、より良い生活やより優れた生活環境を求めて移動する。すなわち、生活水準の低い地域から高い地域へと移動する。この原因には、生活水準格差の存在が、前提条件となる。

②社会的文化的格差 = 社会心理的要因

③農村(農業)から都市(工業)への需要吸引力(Demand Pull)。

前述したように、後進的農村地域の剰余人口が、大都市の工場等に働きに出かけること。

移動の要因は、次表のとおりである……。

|   | 促進要因           | 抑制要因     |
|---|----------------|----------|
| 1 | 労働力需要          | 経済的不況    |
| 2 | マスコミ並びに公共情報の浸透 | 開発の進展    |
| 3 | 歴史的交流度         | 歴史的交流希薄  |
| 4 | 格差意識           | 格差意識の低水準 |
| 5 | 教育水準           | 教育の低水準   |
| 6 | 職業訓練制度         | 若年齢人口の減少 |
| 7 | 雇用機会増大         | 家族制度     |
| 8 |                | 土地制度     |

**過疎地域**とは……人口減少の結果、人口密度が低下し年齢構成の老齢化が進み、従来の生活パターンの維持が困難となりつつある地域をいう。すなわち、老人問題、医療問題(無医村)、教育問題(複式学級)、防災と女性化問題等の地域社会の基礎的条件の維持が困難になり、それとともに資源の合理的利用が困難になって、地域の生産機能が著しく低下した地域をいう。

### 過疎地域対策緊急措置法(昭和45年法律第31号)第2条1項

この法律において「過疎地域」とは、次の各号に掲げる要件に該当する市町村の区域をいう。

1. 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和35年の人口から当該市町村人口に係る昭和40年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和35年の人口で除して得た数値が0.1以上であること。

2. 地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で昭和41年度から昭和43年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満であること。

